

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用①)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	補助金等の交付の事務に携わっている場合、国から直接補助金の交付を受ける事業者等又は個人が利害関係者になり、間接補助金等の交付を受ける事業者等又は個人は利害関係者にはならない。	.....
2	自分が異動した場合、異動前に利害関係者であった事業者等は、後任の職員にとって利害関係者である限り、異動後3年間は自分にとっての利害関係者とみなされるが、自分がその3年間のうちに更に他の部署に異動したとしても、当該事業者等は利害関係者とみなされる。	.....
3	利害関係者から無利子又は著しく低い利率で金銭の貸付を受けることは禁じられているが、通常一般の利子を支払うのであれば、利害関係者から金銭の貸付を受けることは認められる。	.....
4	利害関係者であるOBと居酒屋で飲食をした際、その料金が4人で3万円だったが、OBに言われるままに3千円だけを支払った。先輩が多く払うのは普通のことであるし、接待を受けたわけではないので、倫理規程違反とはならない。	.....
5	利害関係者から会社創立30周年の記念パーティ(立食)に招待されたが、その日の都合が合わなかったので、代わりにお世話になっている隣の課の先輩を招待するようにお願いした。このような行為は倫理規程の禁止行為には該当しない。	.....
6	職務として利害関係者を訪ねた際に、バスの本数が非常に少ないなどの事情がある場合に、利害関係者が費用を負担するタクシーで最寄り駅まで送迎してもらうことは、倫理規程上問題ない。	.....
7	国の機関が合計で過半数を買い入れる書籍等の監修や編さんを行った場合に、利害関係者からの依頼ならば報酬を受けることは認められないが、利害関係者でない者からの依頼であれば報酬を受けることは倫理規程上問題はない。	.....
8	私的な関係がある利害関係者との間においては、禁止行為に該当する行為を行うことが認められる場合があるが、この「私的な関係」とは、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係をいうのであって、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者との関係はこれには含まれない。	.....
9	利害関係者と割り勘で飲食する際、一次会の費用が5千円、二次会の費用が7千円の場合、それぞれの費用は1万円を超えていないが、合計が1万円を超えるので倫理監督官への届出が必要となる。	.....
10	利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合、当該講演のために行った打合せは、その講演と一連のものであると考えられることから、講演時間と打合せ時間とを合計した時間に対する報酬を受領することが認められる。	.....